

社会福祉施設等施設整備事業の充実及び医療的ケアが 必要な障がい児（者）の支援体制の整備について

【社会環境部会】

わが国は、国民の4人に1人が65歳以上であり、40年後には2.5人に1人が65歳以上となり超高齢社会が更に進むと予測されている。一方、昨年、生まれた子どもの数は94万人余、合計特殊出生率は1.43と、少子化も進み、地域社会の機能や構造が大きく変化している。

こうした中、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、支え合うことができる、「地域共生社会」の実現を目指し、超少子高齢時代に対応できる体制の整備が急務である。

各自治体においては、児童発達支援センター等の社会福祉施設の整備を計画的に進めているが、自治体における施設整備は、国・県補助の対象外とされており、財政がひっ迫する中、事業を推進するため、自治体を補助対象に加えるとともに、十分な予算を確保するよう要望する。

また、障害者総合支援法の制定や障害者雇用促進法の改正などにより、障がい者福祉を巡る環境は充実が図られてきたものの、自治体においては、幼少期における発達障がいの疑いのある子どもが増えている現状から、それらを含む障がい者支援に力を入れているが、障がいの有無にかかわらず全ての人々に対するバリアフリーを実現する、ノーマライゼーション社会をいっそう促進するため、発達障がい児や医療的ケアが必要な障がい者への地域における支援体制の整備や、看護師・臨床心理士・作業療法士等の専門技術職員の確保に向け、財政措置を含めた県の支援を強く要望する。